

令和5年度
唐津市予算書

唐津市

予 算 書 目 次

	(頁)
令和5年度 一 般 会 計 予 算 ……	1
令和5年度 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 予 算 ……	13
令和5年度 後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 予 算 ……	19
令和5年度 介 護 保 険 特 別 会 計 予 算 ……	23
令和5年度 観 光 施 設 特 別 会 計 予 算 ……	29
令和5年度 有 線 テ レ ビ 事 業 特 別 会 計 予 算 ……	33
令和5年度 水 道 事 業 会 計 予 算 ……	37
令和5年度 工 業 用 水 道 事 業 会 計 予 算 ……	41
令和5年度 下 水 道 事 業 会 計 予 算 ……	43
令和5年度 市 民 病 院 き た は た 事 業 会 計 予 算 ……	47
令和5年度 モ ー タ ー ボ ー ト 競 走 事 業 会 計 予 算 ……	51

一 般 会 計 予

歳						
款 別	本年度予算額	第1回		第2回		
		補正額	計	補正額	計	
1 市 税	13,118,992					
2 地 方 譲 与 税	552,912					
3 利 子 割 交 付 金	7,004					
4 配 当 割 交 付 金	32,626					
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	21,878					
6 法 人 事 業 税 交 付 金	181,785					
7 地 方 消 費 税 交 付 金	2,785,245					
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	33,000					
9 環 境 性 能 割 交 付 金	35,798					
10 地 方 特 例 交 付 金	98,395					
11 地 方 交 付 税	19,097,285					
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	27,500					
13 分 担 金 及 び 負 担 金	693,989					
14 使 用 料 及 び 手 数 料	1,213,753					
15 国 庫 支 出 金	10,028,753					
16 県 支 出 金	6,252,181					
17 財 産 収 入	332,400					
18 寄 附 金	5,000,741					
19 繰 入 金	5,967,467					
20 繰 越 金	1					
21 諸 収 入	1,338,344					
22 市 債	6,732,672					
合 計	73,552,721					
議 決 年 月 日						

歳

款 別	本年度予算額	第 1 回		第 2 回	
		補正額	計	補正額	計
1 議 会 費	335,446				
2 総 務 費	12,345,861				
3 民 生 費	21,464,144				
4 衛 生 費	7,242,601				
5 労 働 費	50,931				
6 農 林 水 産 業 費	3,691,531				
7 商 工 費	2,128,541				
8 土 木 費	5,220,065				
9 消 防 費	2,307,761				
10 教 育 費	10,208,634				
11 災 害 復 旧 費	129,901				
12 公 債 費	8,292,905				
13 予 備 費	134,400				
合 計	73,552,721				
議 決 年 月 日					

特 別 会 計 予

会 計 別	本年度予算額	第1回		第2回	
		補正額	計	補正額	計
国民健康保険特別会計	14,994,500				
後期高齢者医療特別会計	1,867,164				
介護保険特別会計	13,595,815				
観光施設特別会計	204,960				
有線テレビ事業特別会計	671,696				
水道事業会計	収入	4,450,705			
	支出	5,628,468			
工業用水道事業会計	収入	113,056			
	支出	139,746			
下水道事業会計	収入	8,711,280			
	支出	9,669,347			
市民病院きたはた事業会計	収入	749,154			
	支出	780,831			
モーターボート競走事業会計	収入	90,763,470			
	支出	87,324,705			
議 決 年 月 日					

算 補 正 状 況

(単位 千円)

第3回		第4回		第5回		第6回	
補正額	計	補正額	計	補正額	計	補正額	計

令和5年度

唐津市一般会計予算

議案第 1 号

令和 5 年度 唐津市一般会計予算

令和 5 年度唐津市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 73,552,721 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 5 年 2 月 27 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 市税		千円 13,118,992
	1 市民税	5,388,330
	2 固定資産税	6,238,369
	3 軽自動車税	484,367
	4 市たばこ税	987,006
	5 入湯税	20,920
2 地方譲与税		552,912
	1 地方揮発油譲与税	122,009
	2 自動車重量譲与税	365,087
	3 特別とん譲与税	7,000
	4 森林環境譲与税	58,816
3 利子割交付金		7,004
	1 利子割交付金	7,004
4 配当割交付金		32,626
	1 配当割交付金	32,626
5 株式等譲渡所得割交付金		21,878
	1 株式等譲渡所得割交付金	21,878
6 法人事業税交付金		181,785

款	項	金額
		千円
	1 法人事業税交付金	181,785
7 地方消費税交付金		2,785,245
	1 地方消費税交付金	2,785,245
8 ゴルフ場利用税交付金		33,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	33,000
9 環境性能割交付金		35,798
	1 環境性能割交付金	35,798
10 地方特例交付金		98,395
	1 地方特例交付金	98,395
11 地方交付税		19,097,285
	1 地方交付税	19,097,285
12 交通安全対策特別交付金		27,500
	1 交通安全対策特別交付金	27,500
13 分担金及び負担金		693,989
	1 分担金	18,174
	2 負担金	675,815
14 使用料及び手数料		1,213,753
	1 使用料	772,648

款	項	金 額
		千円
	2 手数料	441,105
15 国庫支出金		10,028,753
	1 国庫負担金	8,163,304
	2 国庫補助金	1,806,429
	3 委託金	59,020
16 県支出金		6,252,181
	1 県負担金	3,212,941
	2 県補助金	2,780,642
	3 委託金	258,598
17 財産収入		332,400
	1 財産運用収入	71,638
	2 財産売払収入	260,762
18 寄附金		5,000,741
	1 寄附金	5,000,741
19 繰入金		5,967,467
	1 基金繰入金	5,967,467
20 繰越金		1
	1 繰越金	1

款	項	金 額
21 諸収入		千円 1,338,344
	1 延滞金、加算金及び過料	7,973
	2 市預金利子	1,006
	3 貸付金元利収入	503,250
	4 受託事業収入	375,865
	5 委託事業収入	22,786
	6 雑入	427,464
22 市債		6,732,672
	1 市債	6,732,672
歳 入	合 計	73,552,721

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 335,446
	1 議会費	335,446
2 総務費		12,345,861
	1 総務管理費	4,922,280
	2 徴税費	561,373
	3 戸籍住民基本台帳費	449,809
	4 選挙費	69,468
	5 企画費	5,438,277
	6 地域振興費	834,033
	7 統計調査費	24,706
	8 公平委員会費	634
	9 監査委員費	45,281
3 民生費		21,464,144
	1 社会福祉費	8,972,187
	2 児童福祉費	9,991,127
4 衛生費	3 生活保護費	2,500,830
		7,242,601
	1 保健衛生費	4,518,126

款	項	金額
		千円
	2 清掃費	2,724,475
5 労働費		50,931
	1 労働諸費	50,931
6 農林水産業費		3,691,531
	1 農業費	2,001,395
	2 上場開発費	516,954
	3 林業費	420,188
	4 水産業費	752,994
7 商工費		2,128,541
	1 商工費	2,128,541
8 土木費		5,220,065
	1 土木管理費	224,069
	2 道路橋りょう費	1,778,389
	3 河川費	267,310
	4 港湾費	31,844
	5 都市計画費	2,595,788
	6 住宅費	308,703
	7 都市下水路費	13,962

款	項	金額
9 消防費		千円 2,307,761
	1 消防費	2,307,761
10 教育費		10,208,634
	1 教育総務費	751,501
	2 小学校費	2,006,173
	3 中学校費	1,374,634
	4 社会教育費	1,383,631
	5 保健体育費	4,692,695
11 災害復旧費		129,901
	1 農林水産施設災害復旧費	74,901
	2 土木施設災害復旧費	55,000
12 公債費		8,292,905
	1 公債費	8,292,905
13 予備費		134,400
	1 予備費	134,400
歳	出	合
		計
		73,552,721

第2表 継 続 費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
7 商 工 費	1 商 工 費	旧 高 取 邸 土 蔵 保 存 修 理 事 業 費	千円 8,030	令和5年度	千円 5,324
				令和6年度	2,706
9 消 防 費	1 消 防 費	消 防 本 部 本 署 庁 舎 改 修 事 業 費	275,033	令和5年度	86,259
				令和6年度	188,774
10 教 育 費	3 中 学 校 費	鏡 中 学 校 長 寿 命 化 改 良 事 業 費	3,737,936	令和5年度	530,440
				令和6年度	1,543,711
				令和7年度	1,515,543
				令和8年度	148,242

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
唐津市土地開発公社が融資を受けた事業資金及びこれに対する利子の損失補償又は債務保証	令和5年度から 令和7年度まで	融資額3,658,500千円及びこれに対する利子の 損失補償又は債務保証の額
唐津市土地開発公社が融資を受けた事業資金及びこれに対する利子の損失補償又は債務保証	令和5年度から 令和7年度まで	融資額494,137千円及びこれに対する利子の損 失補償又は債務保証の額
第3次唐津市総合計画策定支援業務 委託料	令和6年度	9,918
行政評価制度見直し支援業務委託 料	令和6年度	6,130
唐津市男女共同参画基本計画（第5 次）策定支援業務委託料	令和6年度	3,223
唐津市第3期子ども・子育て支援事 業計画策定支援業務委託料	令和6年度	3,520
唐津市農業近代化資金利子補給金 （令和5年度貸付分）	令和6年度から 令和11年度まで	唐津市農業近代化資金利子補給金交付要綱に基 づく利子補給額
唐津市漁業近代化資金利子補給金 （令和5年度貸付分）	令和6年度から 令和10年度まで	唐津市漁業近代化資金利子補給金交付要綱に基 づく利子補給額
観光施設等管理事業に伴う用地借 上料 （令和5年度契約分）	令和6年度から 令和7年度まで	28

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
「肥前陶器窯跡」及び「道納屋窯跡」文化財用地借上料	令和6年度から 令和7年度まで	14

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
情報通信施設整備費	529,100	普通貸借又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定による。ただし、市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。
庁舎整備費	365,700	同上	同上	同上
市民会館整備費	206,100	同上	同上	同上
過疎地域持続的発展事業費	249,800	同上	同上	同上
児童福祉施設整備費	72,300	同上	同上	同上
総合福祉施設整備費	76,200	同上	同上	同上
医療施設等整備費	3,600	同上	同上	同上
ごみ処理施設整備費	304,700	同上	同上	同上
農業農村整備費	42,100	同上	同上	同上
林道整備費	14,600	同上	同上	同上
漁港建設費	57,700	同上	同上	同上
観光文化施設整備費	16,500	同上	同上	同上
道路新設改良費	603,700	同上	同上	同上
都市計画整備費	79,000	同上	同上	同上
公園整備費	49,800	同上	同上	同上
住宅建設費	13,700	同上	同上	同上
河川改良費	131,400	同上	同上	同上
消防施設整備費	214,400	同上	同上	同上
小学校整備費	406,000	同上	同上	同上
中学校整備費	586,800	同上	同上	同上
社会教育施設整備費	152,100	同上	同上	同上
体育施設整備費	255,800	同上	同上	同上
給食センター整備費	2,010,700	同上	同上	同上
幼稚園整備費	14,400	同上	同上	同上
災害復旧費	28,200	同上	同上	同上
臨時財政対策債	248,272	同上	同上	同上
計	6,732,672			

令和5年度

唐津市国民健康保険特別会計予算

議案第 2 号

令和 5 年度 唐津市国民健康保険特別会計予算

令和 5 年度唐津市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 14,994,500 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,600,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 5 年 2 月 27 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国民健康保険税		千円 2,568,053
	1 国民健康保険税	2,568,053
2 一部負担金		1
	1 一部負担金	1
3 使用料及び手数料		1,731
	1 手数料	1,731
4 国庫支出金		446
	1 国庫補助金	446
5 県支出金		10,949,525
	1 県補助金	10,949,524
	2 財政安定化基金交付金	1
6 財産収入		1,540
	1 財産運用収入	1,540
7 繰入金		1,430,035
	1 他会計繰入金	1,187,437
	2 基金繰入金	242,598
8 繰越金		1
	1 繰越金	1

款	項	金額
9 諸収入		千円 43,168
	1 延滞金、加算金及び過料	27,007
	2 雑入	16,161
歳 入	合 計	14,994,500

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 273,048
	1 総務管理費	247,376
	2 徴収費	25,344
	3 運営協議会費	328
2 保険給付費		10,696,446
	1 療養諸費	9,124,249
	2 高額療養費	1,521,242
	3 移送費	75
	4 出産育児諸費	44,519
	5 葬祭諸費	6,360
	6 傷病手当金	1
3 国民健康保険事業費納付金		3,819,958
	1 医療給付費分	2,787,651
	2 後期高齢者支援金等分	766,152
	3 介護納付金分	266,155
4 共同事業拠出金		2
	1 共同事業拠出金	2
5 財政安定化基金拠出金		1,035

款	項	金額		
		千円		
	1 財政安定化基金拠出金	1,035		
6 保健事業費		119,468		
	1 保健事業費	24,373		
	2 特定健康診査等事業費	95,095		
7 基金積立金		1,540		
	1 基金積立金	1,540		
8 公債費		1		
	1 公債費	1		
9 諸支出金		12,002		
	1 償還金及び還付加算金	12,002		
10 予備費		71,000		
	1 予備費	71,000		
歳	出	合	計	14,994,500

令和5年度

唐津市後期高齢者医療
特別会計予算

議案第 3 号

令和 5 年度 唐津市後期高齢者医療特別会計予算

令和 5 年度唐津市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,867,164 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		千円 1,275,251
	1 後期高齢者医療保険料	1,275,251
2 使用料及び手数料		241
	1 手数料	241
3 繰入金		587,448
	1 一般会計繰入金	587,448
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		4,223
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	1,960
	3 受託事業収入	2,228
	4 雑入	33
歳入合計		1,867,164

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 15,136
	1 総務管理費	9,706
	2 徴収費	5,430
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,846,550
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,846,550
3 保健事業費		3,018
	1 保健事業費	3,018
4 諸支出金		1,960
	1 償還金及び還付加算金	1,960
5 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		1,867,164

令和5年度

唐津市介護保険特別会計予算

議案第4号

令和5年度 唐津市介護保険特別会計予算

令和5年度唐津市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,595,815千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月27日 提出

唐津市長 峰 達 郎

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 保険料		千円 2,598,044
	1 介護保険料	2,598,044
2 使用料及び手数料		1,210
	1 手数料	1,210
3 国庫支出金		3,332,665
	1 国庫負担金	2,232,480
	2 国庫補助金	1,100,185
4 支払基金交付金		3,443,418
	1 支払基金交付金	3,443,418
5 県支出金		1,948,170
	1 県負担金	1,762,629
	2 県補助金	185,541
6 財産収入		1,594
	1 財産運用収入	1,594
7 繰入金		2,178,828
	1 一般会計繰入金	2,178,827
	2 基金繰入金	1
8 繰越金		1

款	項	金額
		千円
	1 繰越金	1
9 諸収入		91,885
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 市預金利子	1
	3 受託事業収入	2,018
	4 雑入	89,864
歳 入	合 計	13,595,815

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 466,425
	1 総務管理費	383,096
	2 徴収費	11,998
	3 介護認定審査会費	17,647
	4 介護認定調査費	53,684
2 保険給付費		12,292,649
	1 介護サービス等諸費	11,143,395
	2 その他諸費	12,589
	3 高額介護サービス費	249,860
	4 特定入所者介護サービス等費	334,733
	5 介護予防サービス等諸費	505,004
	6 高額医療合算介護サービス費	47,068
3 地域支援事業費		771,667
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	507,409
	2 包括的支援事業・任意事業費	264,258
4 基金積立金		1,594
	1 基金積立金	1,594
5 公債費		500

款	項	金額
		千円
	1 公債費	500
6 諸支出金		3,044
	1 償還金及び還付加算金	3,044
7 予備費		59,936
	1 予備費	59,936
歳	出	合
		計
		13,595,815

令和5年度

唐津市観光施設特別会計予算

議案第5号

令和5年度 唐津市観光施設特別会計予算

令和5年度唐津市の観光施設特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ **204,960** 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和5年2月27日 提出

唐津市長 峰 達 郎

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 9,049
	1 使用料	9,049
2 財産収入		243
	1 財産運用収入	243
3 繰入金		60,665
	1 基金繰入金	60,664
	2 一般会計繰入金	1
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		2
	1 市預金利子	1
	2 雑入	1
6 市債		135,000
	1 市債	135,000
歳入合計		204,960

歳 出

款	項	金 額
1 観光施設費		千円 199,717
	1 観光施設費	199,717
2 基金積立金		243
	1 基金積立金	243
3 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳 出	合 計	204,960

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
観光施設整備費	135,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定による。ただし、市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。
計	135,000			

令和5年度

唐津市有線テレビ事業
特別会計予算

議案第6号

令和5年度 唐津市有線テレビ事業特別会計予算

令和5年度唐津市の有線テレビ事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ **671,696** 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和5年2月27日 提出

唐津市長 峰 達 郎

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 14,976
	1 負担金	14,976
2 使用料及び手数料		450,879
	1 使用料	450,879
3 財産収入		803
	1 財産運用収入	803
4 繰入金		200,612
	1 基金繰入金	200,611
	2 一般会計繰入金	1
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		4,425
	1 雑入	4,425
歳入合計		671,696

歳 出

款	項	金 額
1 有線テレビジョン運営費		千円 661,696
	1 有線テレビジョン運営費	661,696
2 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出	合 計	671,696

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
唐津市有線テレビ事業に伴う用地借上料 (令和5年度契約分)	令和6年度から 令和7年度まで	30

令和5年度

唐津市水道事業会計予算

議案第7号

令和5年度 唐津市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度唐津市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数		46,563	戸
(2) 年間総給水量		10,819,200	m ³
(3) 一日平均給水量		29,561	m ³
(4) 主要な建設改良事業			
イ 水源浄水設備工事等	事業費	372,934	千円
ロ 配水設備工事等	事業費	407,648	千円
ハ 老朽管更新工事等	事業費	550,000	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	事業収益	3,375,066	千円
第1項	営業収益	2,885,520	千円
第2項	営業外収益	489,546	千円
		支 出	
第1款	事業費用	3,217,808	千円
第1項	営業費用	3,007,806	千円
第2項	営業外費用	189,380	千円
第3項	特別損失	622	千円
第4項	予備費	20,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,335,021 千円は、当年度分損益勘定留保資金 978,893 千円及び建設改良積立金 356,128 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入		1,075,639	千円
第1項 企業債		522,100	千円
第2項 負担金		240,539	千円
第3項 補助金		313,000	千円

支 出

第1款 資本的支出		2,410,660	千円
第1項 建設改良費		1,343,415	千円
第2項 企業債償還金		1,047,245	千円
第3項 予備費		20,000	千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	厳木多久共同 浄水場電気設 備更新事業	353,757 千円	令和5年度	179,985 千円
				令和6年度	173,772 千円
		久里第2浄水 場次亜注入設 備更新事業	75,790 千円	令和5年度	13,750 千円
				令和6年度	62,040 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
建設改良事業費	522,100 千円	普通貸借又は 証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定による。ただし、企業財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予算額に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 194,942 千円

(他会計からの補助金)

第10条 簡易水道事業債償還等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、227,528千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、14,966千円と定める。

令和5年2月27日 提出

唐津市長 峰 達 郎

令和5年度

唐津市工業用水道事業会計予算

議案第8号

令和5年度 唐津市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度唐津市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	7	箇所
(2) 年間総給水量	975,024	m ³
(3) 一日平均給水量	2,664	m ³
(4) 主要な建設改良事業		
イ 水源浄水設備工事	事業費	9,647 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業収益			113,055 千円
第1項 営業収益			53,628 千円
第2項 営業外収益			59,427 千円
	支	出	
第1款 事業費用			129,099 千円
第1項 営業費用			123,718 千円
第2項 営業外費用			4,381 千円
第3項 予備費			1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 10,646 千円は、過年度分損益勘定留保資金 10,646 千円で補填するものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入			1 千円
第1項 工事負担金			1 千円
	支	出	
第1款 資本的支出			10,647 千円
第1項 建設改良費			9,647 千円
第2項 予備費			1,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、150,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予算額に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 7,646 千円

令和5年2月27日 提出

唐津市長 峰 達 郎

令和5年度

唐津市下水道事業会計予算

議案第9号

令和5年度 唐津市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度唐津市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水 洗 化 戸 数		42,010	戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量		10,585,309	m ³
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量		28,922	m ³
(4) 主要な建設改良事業			
イ 管 路 建 設 工 事 等	事業費	386,340	千円
ロ 管 路 改 良 工 事 等	事業費	159,915	千円
ハ ポンプ場建設改良工事等	事業費	75,583	千円
ニ 処理場建設改良工事等	事業費	466,470	千円
ホ 浸水対策事業工事等	事業費	19,342	千円
ヘ 固 定 資 産 購 入 費		124,533	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	下水道事業収益			4,725,559 千円
第1項	営業収益			2,062,191 千円
第2項	営業外収益			2,663,368 千円
		支	出	
第1款	下水道事業費用			4,846,537 千円
第1項	営業費用			4,360,739 千円
第2項	営業外費用			477,933 千円
第3項	特別損失			865 千円
第4項	予備費			7,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 837,089 千円は、過年度分損益勘定留保資金 750,661 千円及び当年度分損益勘定留保資金 86,428 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	3,985,721 千円
第1項 企 業 債	1,718,400 千円
第2項 補 助 金	2,169,996 千円
第3項 分担金及び負担金	97,325 千円

支 出

第1款 資本的支出	4,822,810 千円
第1項 建設改良費	1,232,183 千円
第2項 企業債償還金	3,583,627 千円
第3項 予 備 費	7,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
唐津市水洗便所等改造資金損失補償 (令和5年度融資あつ旋分) 【公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業分】	令和5年度から 令和10年度まで	取扱金融機関が融資を行う水洗便所等改造資金について、最終弁済期間終了後6か月経過後における債務不履行により弁済されなかった元利金及び損害金の合計額
唐津市水洗便所等改造資金損失補償 (令和5年度融資あつ旋分) 【農業集落排水事業、漁業集落排水事業及び小規模集合排水処理施設整備事業分】	令和5年度から 令和10年度まで	取扱金融機関が融資を行う水洗便所等改造資金について、最終弁済期間終了後6か月経過後における債務不履行により弁済されなかった元利金及び損害金の合計額

唐津市水洗便所等改造資金損失補償 (令和5年度融資あっ旋分) 【戸別浄化槽整備事業分】	令和5年度から 令和10年度まで	取扱金融機関が融資を行う水洗便所等改造資金について、最終弁済期間終了後6か月経過後における債務不履行により弁済されなかった元利金及び損害金の合計額
---------------------------------------------------	---------------------	---------------------------------------------------------------------------

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費等	1,718,400千円	普通貸借又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定による。ただし、企業財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予算額に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

225,771千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業費用及び資本的支出の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,635,248千円である。

令和5年2月27日 提出

唐津市長 峰 達 郎

令和5年度

唐津市市民病院きたはた
事業会計予算

議案第10号

令和5年度 唐津市市民病院きたはた事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度唐津市市民病院きたはた事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	療養病床	56	床
(2) 年間患者数	入院患者	17,568	人
	外来患者	24,300	人
(3) 一日平均患者数	入院患者	48	人
	外来患者	100	人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	病院事業収益	688,139	千円	
第1項	医業収益	567,407	千円	
第2項	医業外収益	120,730	千円	
第3項	特別利益	2	千円	

		支	出	
第1款	病院事業費用	690,069	千円	
第1項	医業費用	677,002	千円	
第2項	医業外費用	9,566	千円	
第3項	特別損失	1,501	千円	
第4項	予備費	2,000	千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 29,747 千円は、過年度分損益勘定留保資金 29,747 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	61,015 千円
第1項 企業債	45,800 千円
第2項 固定資産売却代金	1 千円
第3項 他会計負担金	15,214 千円

支 出

第1款 資本的支出	90,762 千円
第1項 建設改良費	58,334 千円
第2項 企業債償還金	30,428 千円
第3項 予備費	2,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
建設改良事業費	45,800 千円	普通貸借又は 証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定による。ただし、企業財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予算額に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他

の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 職員給与費 | 425,941 千円 |
| (2) 交際費 | 49 千円 |

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、29,573千円と定める。

令和5年2月27日 提出

唐津市長 峰 達 郎

令和5年度

唐津市モーターボート競走
事業会計予算

議案第11号

令和5年度 唐津市モーターボート競走事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度唐津市モーターボート競走事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年度開催日数	198	日
(2) 一日平均舟券売上金額	433,863	千円
(3) 場間場外発売日数	366	日

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入			
第1款	モーターボート競走事業収益	90,751,869	千円
第1項	営業収益	90,702,321	千円
第2項	営業外収益	49,548	千円
支 出			
第1款	モーターボート競走事業費用	84,704,175	千円
第1項	営業費用	84,690,175	千円
第2項	営業外費用	4,000	千円
第3項	特別損失	0	千円
第4項	予備費	10,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,608,929 千円は、過年度分損益勘定留保資金 1,000,000 千円及び建設改良積立金 1,608,929 千円で補填するものとする。）。

収 入			
第1款	資本的収入	11,601	千円

第1項 負担金 11,601 千円

支 出

第1款 資本的支出 2,620,530 千円
 第1項 建設改良費 1,610,530 千円
 第2項 投資有価証券 1,000,000 千円
 第3項 予備費 10,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 モーターボート 競走事業費用	3 特別損失	競技部棟 改築事業 (解体分)	233,400 千円	令和5年度	0 千円
				令和6年度	0 千円
				令和7年度	194,800 千円
				令和8年度	38,600 千円
1 資本的支出	1 建設改良費	競技部棟 改築事業	5,232,100 千円	令和5年度	539,100 千円
				令和6年度	1,835,500 千円
				令和7年度	851,200 千円
				令和8年度	2,006,300 千円

1 資本的支出	1 建設改良費	対岸大型 映像装置 改修事業	800,000 千円	令和5年度	150,000 千円
				令和6年度	650,000 千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予算額に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 職員給与費 | 323,519 千円 |
| (2) 交際費 | 189 千円 |

(重要な資産の取得)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種類	名称	数量
工具器具及び備品	テレビ放送室機器	一式

令和5年2月27日 提出

唐津市長 峰 達 郎

